

地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条の2第1項の規定により平成22年11月11日に佐賀県知事から申請があった件（自治紛争処理委員平成22年第2号）について、佐賀県知事及び長崎県知事から、調停案を受諾した旨を記載した文書が提出され、同条第7項の規定に基づき、調停が成立したので、その旨及び調停の要旨を公表する。

平成24年3月26日

総務大臣 川端 達夫

調停の要旨

本件調停申請に係る紛争は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利採取業者に対する都道府県知事の認可に係る区域の境界（以下「管轄境界」という。）について、唐津湾沖において佐賀及び長崎両県の間で生じていたものである。

佐賀県知事は、平成22年11月11日に、地方自治法第251条の2第1項の規定に基づき、①唐津湾沖における佐賀及び長崎両県の間管轄境界が未確定であることを確認すること、②管轄境界を等距離ラインにより確定することを求める調停の申請を行った。佐賀県知事からの申請を受け、総務大臣は、同月25日に、自治紛争処理委員の調停に付した。

自治紛争処理委員は、同条第3項の規定に基づき、調停案を作成し、平成24年2月3日に、佐賀県知事及び長崎県知事に対し、調停案の受諾を勧告した。

長崎県知事から、同年3月22日に、佐賀県知事から、同月26日に、それぞれ調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣に提出されたことから、同条第7項の規定に基づき、本件調停は成立した。

調停内容

1. 紛争海域における管轄境界が既に確定していたとまでは言えない。しかしながら、長崎県が長年にわたって認可を行ってきたことについては、これまでの経緯等に鑑みれば、問題がない。
2. 紛争海域において長崎県が長年にわたって認可を行ってきた実態に鑑み、今後10年間の管轄境界の取扱いについては、暫定的に佐賀県の「漁業取締ライン」をもってこれにあてることとする。
3. この暫定的な管轄境界の期間が終わるまでの間に、佐賀県及び長崎県は、紛争海域における新たな管轄境界の設定に向けて、等距離ラインを基本として協議を行うものとする。